

五兵衛、前田又左衛門殿に取付、はや城明渡し可申、又左衛門殿御請取被成候へと使者を立候。又左衛門殿小松の城別條なく御請取候。又左衛門殿秀吉へ、城主徳山五兵衛事無別儀城相渡し申上は、御對面可被成候哉と御伺候處に、又左衛門殿へ御意には、先々同國お山の城、佐久間玄蕃居城に御急ぎ被成、徳山儀は重而之談合に可仕との御意也云々。三日目に玄蕃城お山の城御請取被成、と見ね、柴田退治記に、秀吉賀州有出馬云々。金澤城滞留とあり。此の記は卷尾に、于時天正十一年十一月吉辰大田由己謹誌之。と載せられたれば、實に其の時の筆記にて、此の時代尾山城とも金澤城とも兩稱なりし事知られけり。三州志來因概覽附録に云ふ。景周先祖景政へ、天正十一年四月廿七日國祖より賜はる書中にも、金澤城と云ふ事顯然。此他佐久間氏在城の時の事を記する書にも、往々金澤の號見ゆれば、文祿元年に我が公石壘等を築かしめ、尾山の名を除き、金澤の舊號に復し改め給ふもの成るべし。近代の官家の歌に、越路なる金の澤と金澤を讀みなせり。誠にいみじき地名、陸奥の金華山にも立並ぶべき嘉名なり。といへり。今按ず

るに、加藤惟寅の蘭山私記に、寶曆十二年の春、正親町大納言殿より加州藩士武田判大夫へ被送歌。  
越路にはこがねの澤のありと聞けば  
雁にこそやれ春の玉章  
按ずるに、右は正親町三條家廿三世從二位權大納言公積卿の作歌也。處譜拙記に、公積卿寶曆十五年落飾入道號杯水とあり。廻國雜記に小金森といへる所にて、みちのくの山に花さくこがね森  
此の里までも種やまきけむ  
右は能登國鹿島郡小金森村にての作歌也。おもふに、昔聖武天皇の御世に初めて陸奥國より黄金の出でたる、是我が皇國にて黄金の出でける濫觴なりし故に、此の時勅令にも、我國家於是初有奇珍。開闢已來未聞若斯盛德者也。と續日本紀に載せられ、萬葉集に、大伴家持卿越中國守の館にて黄金初出の詔書を賀して作歌。  
すめろぎの御代さかえんとあづまなる  
みちのく山にこがね花さく  
夫木抄に、昔みちのくよりこがね初めてまゐりけるを

殷富門院大輔

咲きそめしこがねの花はすべらぎの

ひかりをひらくははじめなりけり

金城隆盛私記に、加陽金城。人傑地靈。遠近景勝。無不備矣。云々。國家將興。有禎祥。信哉此言也。と載せたるも、暗に金澤の嘉名を表したる祝言ともいひつべし。大和の金峰山は、こがねの峰とも稱しけるよし、扶桑略記宇治拾遺等に見ね、甲斐國山梨郡の金峰山も、延喜式内金櫻神社ありて、黄金出でたりと甲斐名勝記に見ゆ。又相州の金澤も、古へ黄金出で、砂金を洗ひしより金洗澤の名ありと新撰鎌倉志に記載し、吾が加州の金澤の古傳説と全く同日の談といふべし。信に金澤の名は、彼の文明十八年の回國雜記に詠み出したる小金森の作歌の如く、陸奥なる金華山の黄金の種をまきけんとおもはるゝ嘉名なるべし。

○城郭名號考

説文に云ふ。城以盛民也。城者成也。一成而不可毀也。内曰城。外曰郭と。按ずるに、吾が皇國も上古より城郭の製あり。日本紀に、垂仁天皇五年冬十月。命上毛野君遠

祖八綱田。令擊狹穗彦。時狹穗彦與師拒之。忽積稻作城。其堅不可破。此謂稻城也。驗月不降。云々。時火興城崩。軍衆悉走。狹穗彦與妹共死于城中。とあり。是城名の見わたるはじめならんかといへれど、神武天皇東征の頃より既にありたる故に、垂仁天皇の御世に稻城などのことありたるなるべし。されば後漢書東夷傳に、倭在韓東南大海中。依山嶋爲居。凡百餘國。云々。有城柵屋室と見ね、唐書日本傳には、國無城郭。聯木爲柵落とありて、上代は木を聯ねて防禦せしこと知られけり。日本紀に、孝德天皇大化三年。是歲造淳足柵。置柵戶。翌四年の條に、是歲治警舟柵。以備蝦夷。遂選越與信濃之民。始置柵戶。とある淳足柵は、齊明天皇四年七月の條に、授淳足柵造大伴君稻積小乙下などありて、和名抄に越後國沼垂郡沼垂郷と見ね、此の郡名今は絶えたれど、蒲原郡新潟の東河向うに今沼垂村あり。此の地にありし柵なりといへり。警舟柵は續日本紀に、文武天皇二年十二月。令越後國修理石船柵四年二月令越後佐渡二國修營石船柵などありて、越後國警船郡村上の近邊なる海邊に、今岩舟村あり。此の地邊